

(市長答弁)

光本議員 1001 問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 常設型の住民投票制度を盛り込まないこととしたのはなぜか。また、今後改めて住民投票条例が上程されることはあるのか。

答弁要旨

常設型の住民投票制度につきましては、自治のまちづくりを進める上で多様な参画の手段の一つとして、「尼崎市自治のまちづくり条例」へ盛り込むことを検討してまいりましたが、条例案の策定過程においていただいた多様なご意見を踏まえ、成立要件等も含めた住民投票全体の制度設計案についてお示しし、ご議論いただく必要があると考えましたことから、今回の条例案における、常設型住民投票の規定を削除したものでございます。

今後につきましては、制度全体の設計まで含め、必要な検討を行っていきたいと考えております。

まい
以 上

光本議員 1002 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 人口を西宮市、芦屋市、神戸市などに奪われる理由とその分析について。

答弁要旨

本市人口の社会増減を分析いたしますと、10歳代後半から20歳代前半までは転入超過となっている一方で、0～4歳と、30歳代、いわゆる「子育て世帯」が大幅に転出超過になっており、その転出先は、西宮市や伊丹市などの近隣市を中心であるという現状にございます。

これは、これまでからご答弁申し上げておりますように、住宅やマナー・治安、環境、教育への不安等によるものと認識しており、こうした状況に対応すべく、昨年、尼崎人口ビジョンや尼崎版総合戦略を策定し、これに基づいて、庁内連携のもと、課題解決を図るための政策パッケージを実行していくことで、ファミリー世帯の定住・転入促進に取り組んでいるところでございます。

以上

光本議員 1003 作成部局 総務局 No.1

質問要旨

勤務時間中や残業時間中の喫煙の禁止について、
具体的な取組や検討は進んでいるのか。

答弁要旨

5月28日に全市をあげた取組として発信した「尼崎たばこ対策宣言」を受けとめ、市職員として率先して取り組む姿勢を示すとともに、喫煙マナーの啓発や禁煙支援の取組を一層推進するため、7月のスワンスワンの日にあたる22日に「尼崎市職員たばこ取組宣言」を行いました。

具体的には、指定場所以外での喫煙や歩きたばこをしないこと、勤務時間中は禁煙すること、たばこを吸う場合は、他人にたばこの煙を吸わせないよう配慮することを宣言し、全庁あげて取組を進めています。

以上

光本議員 2001 問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 最高規範としている自治体もあるが、本市におけるこの条例の位置付けと、その根拠は。

答弁要旨

ご提案いたしております「尼崎市自治のまちづくり条例」は、憲法第 94 条に規定されている、自治体に与えられた条例制定権に基づき制定しようとしているものです。

また、本条例は、地方自治法第 14 条第 1 項の「法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができる」という規定に基づき、それに抵触しない範囲で、本市における自治のまちづくりの基本理念を定め、まちづくりに関わる各主体の責務等を明らかにすることなどにより、自治のまちづくりを推進することを目的として、制定しようとするものです。

なお、他の自治体において、最高規範と位置づける記載がされている例も見られますが、本市の条例におきましては、こうした位置付けは行っておりません。

以 上

光本議員 2002 問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 本条例に規定する「市民」の効力は議会基本条例にも及ぶのでは。及ばないとしても、同条例の「市民」の定義と齟齬が生じるのでは。

答弁要旨

現在、市民意見を募集されている議会基本条例案においては、条文上、「市民」の定義はされておられませんが、仮に解釈上の違いがあったといったとしても、6月の本会議でご答弁申し上げましたとおり、自治のまちづくり条例で定めようとする用語の定義は本条例内に限られるものであり、他の条例や将来制定しようとする条例に影響を及ぼすものではないことから、齟齬をきたすというものではございません。

以上

光本議員 2003問目 作成部局 市民協働局 No.1

質問要旨 本市が進める「市民等の自治の拡充」は、内閣府が推進している「住民自治の拡充」とは異なると思うが。

答弁要旨

憲法解釈における「住民自治」については、地方自治法第10条で定める「住民」、すなわち「その区域内に住所を有する者」による自治を示していると理解しておりますし、議員ご指摘の報告書において、内閣府が記載している「住民自治」の文言も、その意味においては同様であると認識しております。

しかしながら、同報告書においては、「住民、NPO、企業、教育機関、関係団体など多様性に富んだ主体が互いに認め、評価し合い、意識的に連携・協働することにより、地域社会が活性化する」とも謳っており、住民以外がまちづくりに参加すること自体を否定しているものではないと考えております。

(次ページへ続く)

また、「市町村の役割」としても、こうした多様な主体と協働することが明記されているところでございます。

さらに、自治体における「コミュニティ条例」や「まちづくり条例」といった、自主条例を活用した政策の展開についても言及されており、こうした考え方には、本市の取組と相違は無いものと捉えております。

以上

光本議員 2004 問目 作成部局 市民協働局
質問要旨 本市の考える「自治」は特殊かつ例外的なものなのかな。

答弁要旨

「自治」につきましては、住民自治と団体自治からなるものとして、解説において一般的な用語の説明をしているところですが、本市の条例の「自治のまちづくり」の定義につきましては、「自らの意思及び責任により、自らが生活し、または活動している地域をはじめとして、本市を魅力的で暮らしやすいまちにしていく取組をいう」としております。

これは、今後のまちづくりを考えたときに、住民はもちろん、在学や在勤の方、また事業者や市民活動団体等、本市に関わる多様な主体がともに、それぞれの力を出し合いながら、「生活し、活動する身近な地域」をよりよくしていくことは、必要かつ、自然なことであると捉えております。

現に行われている様々な地域活動においても、多くの主体の参画を得ているところであり、本条例の考え方は、特殊かつ例外的なことであるとは考えておりません。

(以上)

光本議員 2005 問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 予算が伴うのであれば、なおさら「住民の参画や自治」とすべきかと思うがどうか。

答弁要旨

解説に記載しております「身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算執行のあり方」につきましては、今後、具体的に検討していくところでございますが、その主体は、当然ながら、地域にお住まいの方々一人ひとりが中心になっていくものと考えております。

しかしながら、福祉協会をはじめとした地域の団体、また、実際に地域で活動しているボランティア団体やNPO、事業者や学校などといった住民以外の参画も必要であると考えており、こうした多様な主体の参画をあらかじめ除くことは、まちづくりのあり方から見ても現実的ではないと考えております。

以上

光本議員 2006 問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 本条例と議会基本条例の制定のタイムラグについてどう考えるか。また、市民等でなく「市内に居住する住民票を有する者」からスタートする考えはないのか。

答弁要旨

本条例案につきましては、平成 25 年度以降、市民向け講座をはじめ、市民のご意見をお聴きしながら考え方をまとめ、庁内調整を行いつつ、市民意見聴取プロセスも経てまいりました。

また、今議会への上程を目指（もくと）としていくことも含めて市議会への取組状況のご報告を重ねながら、この度、上程させていただいたところであります、本条例の制定を機に、次の 100 年に向けて自治のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

(次ページに続く)

議会基本条例とのタイムラグについてのお尋ねでございますが、本条例案の第6条の「議会の責務」につきましては、議会の果たされている役割そのものが、自治のまちづくりに寄与していることを謳っているものであり、

　　タイムラグがあつても、問題はないものと認識しております。

また、「市民等」と間口を広げず「市内に居住する住民票を有する者」からスタートするという考えはないか、とのお尋ねにつきましては、先程来ご回答申し上げておりますとおり、今後のまちづくりを進めるに当たっては、本市に関わる多様な主体の参画を得ながら進めていくことが必要であると考えておりますことから、その考えはございません。

以上

光本議員 2007

作成部局 企画財政局 №.1

質問要旨 産業の育成と人口減に対処するため、本市は具体的に立地適正化計画の運用をどのように結び付けていくのか。

答弁要旨

立地適正化計画は、人口減少、少子高齢化が今後、さらに進むと見込まれる中、都市全体の観点や長期的な視点に立ち、持続可能な都市づくりを目指して策定するものでございます。

本市の立地適正化計画においては、これまで本市が取り組んできた産業活力の維持、向上を重視しながら、尼崎らしい利便性の高い都市居住を実現するという観点に立ち、例えば職住近接の強みを活かすなど、都市機能や産業機能を誘導することにより、経済活動が持続可能な都市の実現を目指してまいります。

具体例として、JR尼崎駅西側を産業誘導区域として設定し、操業環境の維持・保全を基本としつつ、既存産業の高度化や研究開発機能の集積など都市産業への転換などを可能とする地区として、土地利用、並びに都市機能の誘導を図ってまいります。 (以上)

光本議員 2008

作成部局 企画財政局 №.1

質問要旨 市政を搖るがす大きな課題に対し、都市計画マスターplanの緩やかな具現化で解決できるのか。

答弁要旨

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の配置、公共交通の充実等に関する包括的なマスターplanとして位置づけられています。

本市の立地適正化計画では、概ね20年後を見据え、人口や土地利用、公共交通、生活に必要な施設等の現状分析や将来予測を踏まえ、既存ストックを「活かし守り育てる」ことで持続可能な都市の実現を目指しています。

また、都市構造を設定し、生活に必要な都市機能や居住機能の配置を明らかにし、各種誘導施設を緩やかに誘導することで、都市計画マスターplanで示した持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

なお、本市が直面する喫緊の課題への対応につきましては、「尼崎版総合戦略」に基づく政策パッケージを実施するなど、全庁的に取り組んでいるところでございます。

以上

光本議員 2009 作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨

都市計画提案制度の活用実績はあるか。また、実績がない場合、その理由・原因をどうとらえているのか。

答弁要旨

ご指摘の都市計画法による都市計画提案制度は、まちづくりへの関心が高まる中で、住民やまちづくりNPO 等が主体的に都市計画に関わることを目的として、平成 14 年に創設された制度であり、本市におきましては現在のところ、この都市計画法に基づく制度の活用実績はございませんが、住環境整備条例に基づき手続きを進め決定した地区計画は 28 地区あり、現在検討中の地区も数地区ございます。

良好な環境の保全等を目的に地区内の規制強化を伴う地区計画については、住環境整備条例に基づき住民の総意のもと手続きを行うことが適切であり、一方、一定の緩和を伴い周辺地域に影響を及ぼす場合は、都市計画法に基づく提案制度を活用し、周辺地域に理解を求めることが適當と考えております。

(次ページへ続く)

No.2

なお、平成14年の都市計画法改正以前における緩和型の地区計画といったしましては、道意町7丁目北地区及び尼崎臨海西部拠点地区において事例がございます。

光本議員 2010 作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨

本市のまちづくりの具現化のため、都市計画提案制度を積極的に活用することにより、硬直化している本市の都市計画が地域の特性や事情に合ったものとなるのではないか。

答弁要旨

先ほどもご答弁申し上げましたように、都市計画は、社会経済状況等の変化に対応して変更が行われることも想定しており、その運用においては、状況に応じた規制と緩和は必要と考えておりますが、一方で、目指す都市像を実現するためには相当程度の期間を要することから、一定の継続性、安定性も求められています。

このため、地区計画の提案制度のほか、各種都市計画制度の活用により、都市計画課題の解決と地域の特性にあわせたきめ細かな規制・誘導を行ってまいります。

以上

光本議員 2011

作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 容積率緩和のルールを明確に定め、開発業者に数値目標を開示すべきだと思うが見解をお聞かせください。

答弁要旨

ご質問の、容積率緩和を算定する際、例えば周辺に公開された緑地など、一つ一つの要件に対する数値基準につきましては、尼崎市の特性として土地利用が混在していることから、開発意向のある地区の個別状況や周辺街区への影響などを考慮しますと、本市においては一般的な基準で固定するよりも、個別案件ごとに総合的に評価することがより適切な評価になると考えております。

こうしたことから、おたずねの容積緩和のルール、考え方につきましては、よりよいまちづくりを迅速に、計画的に進めていただく観点からも、地区計画の案について協議が一定整った時点で、容積率の算定とともに提示してまいりたいと考えております。

以上

光本議員 2013 作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 規制と緩和を適正化し、民間の投資意欲を活用するためには、都市計画提案制度に関する条例整備が必要ではないか。

答弁要旨

「規制と緩和の適正化」とのご指摘ですが、規制については、住居系地域における規制型の地区計画が既に多くの地区で活用されているところでございます。

また、民間の投資意欲の活用につきましては、主に提案による緩和型の地区計画という前提でお答えしますが、先ほども答弁しました通り、用途や容積率の緩和は周辺街区に影響すること、特に内陸部の工業系地域では、近年、住宅の進出などにより土地利用が混在する傾向がある地域もあること、さらに立地適正化計画でも今後お示してまいりますが、地域ごとに必要な都市機能や住宅需要が異なることなどから、数値化した基準を条例に規定することは、そぐわないものと考えております。

(次ページへ続く)

なお、都市計画提案の手続きについては、都市計画法及び市の要綱に基づき進めるほか、地区計画の提案については、尼崎市住環境整備条例に基づく提案制度も活用してまいります。

以上

(医務監答弁)

光本議員 2014

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

「たばこ対策推進事業」の進捗具合は。また、啓発だけで条例制定が決断できるだけの材料を得ることができるのか。

答弁要旨

たばこ対策推進事業の進捗状況は、市報あまがさき 6月号で、たばこの問題への取組みを紹介したほか、歩きたばこの抑制に向けて、たばこ小売店舗を中心に商店街などを訪問し、喫煙スポットの協力依頼を個別に行っております。

また、小学校周辺道路での「歩きたばこ抑制」を啓発する横断幕の設置について校長会と協議が整い、9月から順次掲示の依頼をしております。さらに地域のコミュニティ連絡板には「尼崎市からたばこに関するお願ひ」のポスターの掲示依頼を行い、既に連絡板に貼っていただいております。

(次ページへ続く)

No.2

たばこに関する、さらなるルールの徹底については、現在進めております取組みへの反応やご意見を踏まえるとともに、費用対効果等も考慮しつつ、条例制定の検討も含め、取組んでまいります。

以上

(医務監答弁)

光本議員 2015

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

新型たばこの存在は、どのように取扱われ対策が練られるのか。また、たばこ対策宣言の対象に該当するのか。

答弁要旨

昨今、市場に出回っている電気加熱式たばこ等の新型たばこについて、国は今回改訂した「禁煙と健康」いわゆる「たばこ白書」において、「たばこ葉を原料とするため、たばこ事業法に基づくたばこ製品と取り扱う。」とされています。また、兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例の解説にも「紙巻きたばこに似たニコチン等のたばこ成分を含む蒸気を吸込むものは、本条例の規制対象となる。」としていることから、本市においても新型たばこ等についても従来のたばこと同様と考えております。

以上